

総務常任委員会記録

令和3年 第4回定例会	
1 日 時	令和3年12月14日（火） 午前 10時00分 開会 午後 2時12分 閉会
2 場 所	議場
3 出席委員	梶原 隆 委員長 藤田 義昭 副委員長 石川 さやか 委員 鈴木 毅 委員 市田 登 委員 佐藤 誠 委員 増渕 靖弘 委員 鰐原 一男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	大島議長、小島副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小杉局長 柳田 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
総合政策部	総合政策部長	糸井 朗	9名
	危機管理監	渡辺 孝和	
	総合政策課長	篠原 宏之	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	竹澤 英明	
	情報政策課長	大貫 陽子	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	南雲 義晴	6名
	行政経営課長	高村 秀樹	
	人事課長	佐藤 靖	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	柏崎 英一郎	
市民部	市民部長	袖山 稔久	5名
	生活課長	益子 則男	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	日向野久仁子	
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	藤野 元宏	1名
消防本部	消防長	黒川 純一	6名
	消防総務課長	星野 富夫	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	臼井 賢	
	警防救急課長	渡邊 靖	
	通信指令課長	若林 雄二	
合 計			31名

総務常任委員会審査事項

- 1 議案第79号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について
- 3 議案第82号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 4 議案第88号 鹿沼市営駐車場条例の一部改正について
- 5 陳情第9号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書
- 6 陳情第12号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

令和3年第4回定例会 総務常任委員会概要

○梶原委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

なお、傍聴人におかれましては、録音・録画は禁じておりますので、ご理解願います。

また、会議の進行において、賛否を表す発言、拍手等の言動を禁じます。

それでは、ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

まずはじめに、今回は改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

9月の定例議会におきまして、各委員のご推挙をいただき、総務常任委員長に就任いたしました。

円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○藤田副委員長 副委員長を務めさせていただきます、藤田でございます。

委員長をサポートしながら、そして、皆さんの意見をまとめながら、スムーズに議事の進行をしてみたいと思っております。ご協力、よろしくをお願いいたします。

○梶原委員長 今議会におきましては、本委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情2件であります。

それでは早速審査を行います。

はじめに、議案第79号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号））についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第79号 専決処分事項の承認について「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総合政策部の関係予算について、の内容につきまして、ご説明をいたします。

この補正は、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加交付の決定を受けまして、これを活用して実施する追加支援事業について、10月19日付けで専決補正を行ったものでございます。

それでは、お手元の「令和3年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計（第5号）」とはいつているものになりますが、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、ご説明をいたします。

一番上の、15款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」の右側のページの説明欄の2行目、「地方創生臨時交付金」につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今年度の本市への追加交付額1億1,239万2,000円を計上するものであります。

この追加交付によりまして、今年度の同交付金の本市への交付総額は5億8,704万

7,000円となる見込みでございます。

次に、7ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

関係予算といたしましては、一番下、14款「予備費」について、歳入歳出予算の調整額として1,262万円を減額するものであります。

以上で、「令和3年度一般会計補正予算（第5号）」のうち、総合政策部の関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 警防救急課長の渡邊です。よろしくお願ひいたします。

議案第79号「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」のうち、消防本部所管の内容について、ご説明いたします。

「令和3年度補正予算に関する説明書」一般会計（第5号）の7ページ、8ページをお開きください。

9款「消防費」1項1目「常備消防費」補正額169万5,000円のうち、需用費152万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染者の救急搬送時に使用する患者隔離搬送資器材の交換用フィルターを40個程度購入するためのものであります。

このフィルターは、1回使用する度に交換しなければならない消耗品であります。

次に、委託料16万7,000円ですが、これは新型コロナウイルス感染者の救急搬送時に使用した交換用フィルターや救急隊員が装着した感染防護衣等の感染性廃棄物の収集・運搬・処理に要する経費であります。

現在、感染者数は抑えられていますが、いつ再び感染拡大が起こるかわからない状態でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 確認なのですが、これは当然専決処分ということですから、こう決まったということの報告を受けましたが、実務的なお金のやりとりや事業に関しては、これはもう既にお金が入ってきたり、もう支出をしたりということが、どの程度まで進んでいるかということだけ説明を求めます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思います。

こちらの補正につきましては、10月19日付で、補正予算を専決処分いたしまして、この分は国のほうに、概算払いとして、この交付金の概算請求を行ひまして、歳入としては、既にもうこの金額が入っております。

それで、当然、専決処分ではありますが、この補正予算が成立しましたので、それについては、各歳出事業についても、10月19日以降、執行している状況です。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑が、佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。仕組みが、勉強になりました。

細かいところまで聞く気はないのですが、では、まだ執行していないものという、事

業なんかも、まだあるということなのではないでしょうか。

それとも、大体、この確保した予算に基づいて、ほとんど執行されているというような、この、細かくは求めませんが、大まかな状況だけ聞かせてください。それで、終わりとなります。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

こちら、専決処分した補正予算の内容につきましては、いずれもコロナ対策ということで、緊急を要するものばかりです。

それなものですから、予算成立後、これはもう既に、それぞれの事業において着手しております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 今、なんだ、地方創生臨時交付金が1億1,200万円入ったということの説明。

それで、入ってね、今まであった予備費が1,262万円減るということは、どういうことなのか、ちょっと説明を願いたい。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

今回、歳入予算として組むのは、この6番の交付金、1億1,239万2,000円、これは国の内示によるものです。

ですので、この金額は、ほぼもう確定した金額ということになります。

ただ、歳出事業については、この歳入の交付金を100%くまなく、漏れなく全て執行するためには、歳出事業を増額で組むと、当然執行残というのが出てきますので、交付金を全て有効に活用できなくなってしまいます。

それで、その分を歳出予算で、その交付金の内示額よりも多めに事業費を組んでおりますので、そちらのほうが、交付金の不足額分を、予備費を減額して調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

それとね、ちょっと常備消防費のほう、お聞きしたいのですけれども、フィルターとかね、色々こうかかるのかな、それと防護服なんか処分費、16万7,000円、処分代がかかりますよね。

こういう特殊な処分する業者というのはね、大体決まっているのですか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 質疑にお答えいたします。

コロナ発生前から感染性の廃棄物、救急業務において発生しておりますので、そういったものは、鹿沼市内で業者がありますので、そちらと契約を結んでおります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そういう特殊な廃棄物をやる業者が鹿沼にはあるということですね。

その業者はね、よその市からも運ばれてきているわけですか。

○梶原委員長 渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 お答えいたします。

他市の状況まではちょっと把握しておりませんが、市内の業者が収集・運搬までは担当しておりまして、処理については、壬生町のほうの業者に委託しているような状況であります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 最終処分をお聞きしているから、最終処分地が鹿沼市にはあるということなのですか、壬生町に最終処分地はあるということなのですか。

○梶原委員長 渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 失礼しました。

壬生町で最終処分をしております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

結構です。ありがとうございました。

○梶原委員長 そのほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 79 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

それでは、議案第 80 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち、総合政策部の関係予算の主な内容につきまして、ご説明をいたします。

「令和 3 年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計 (第 6 号) と入っているものになりますが、その 3 ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明をいたします。

中段の、10 款 1 項 1 目「地方特例交付金」1,191 万 9,000 円の増及び次の 2 項 1 目「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」7,990 万 3,000 円の減、さらに、その下の 11 款「地方交付税」2 億 831 万 8,000 円の増につきましては、それぞれ右側の説明欄の「減収補てん特例交付金」、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」及び「普通交付税」の本年度交付額の決定に伴う増額であります。

次に、7 ページをお開きください。

一番上の 18 款「寄附金」、1 項 1 目「総務費寄附金」9,000 万円の増につきましては、

説明欄の「ふるさとかぬま寄附金」について、現時点における寄附の受け入れ状況から本年度の実績を見込み、増額をするものであります。

次の19款「繰入金」、2項4目「かぬま・あわの振興基金繰入金」362万9,000円の減につきましては、当初予定をしておりました医王寺金堂茅葺屋根修理事業について、本年度の県補助金が不採択となりまして、実施が見送られたことなどから、その財源としての基金繰入金を減額するものであります。

次に、一番下の、22款「市債」、1項6目「消防債」1億3,770万円の減につきましては、本年度実施する消防訓練塔整備事業に関連し、発行を見込んでいた市債について、後年度の交付税措置のある有利な起債事業が該当しないことから、次にご説明いたします、臨時財政対策債に振り替えまして、この発行を見送るものであります。

次の9目「臨時財政対策債」1億7,900万円の増につきましては、先ほどご説明申し上げました消防債の代替財源としてなど、本年度における一般財源総額の不足を補うため、発行額の増額を行うものであります。

なお、本年度の臨時財政対策債の発行可能額は18億3,411万3,000円でありまして、本補正によりほぼ満額となる18億3,400万円の発行を見込むものであります。

次に、9ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

中段の、2款1項1目「一般管理費」の説明欄、上から6番目の「○」印になりますけれども、「ふるさと納税推進事業費」2,940万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の受け入れ見込額が増となることに伴いまして、返礼品配送業務委託等の費用を増額するものであります。

次の、「新型コロナウイルス対策基金積立金」3,000万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金のうち、使途が「新型コロナウイルス感染症対策」に指定される分について、基金への積みたてを行うものであります。

21ページをお開きください。

一番下から2段目の、12款「公債費」、1項1目「元金」4,411万1,000円の増につきましては、下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、一般会計に移管された特定地域生活排水処理事業、いわゆる「公共設置型浄化槽」の整備に係る市債の残額分について、繰り上げ一括償還を行うものであります。

一番下の14款「予備費」9,245万5,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 おはようございます。行政経営課長の高村です。よろしくお願いたします。

議案第80号 「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、行政経営部所管の主な内容について、ご説明いたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の1款「市税」、1項1目「個人」3億2,292万1000円の増につきましては、新型コロナウイルスの影響による所得の減少が、見込みを下回ったことが主な要因であります。

次に、2目「法人」2億2,364万6,000円の増につきましても、「個人」同様、新型コロナウイルスの影響による企業収益の減少が、見込みを下回ったことが主な要因となります。

次の段、2項1目「固定資産税」1億2,399万6,000円の増につきましては、新型コロナウイルス対策による、家屋及び償却資産の固定資産税の軽減措置について、軽減額が、やはりこちらも見込みを下回ったことが主な要因であります。

次の段、6項1目「都市計画税」321万6,000円の増につきましては、「固定資産税」同様、新型コロナウイルス対策による、家屋の都市計画税の軽減措置について、軽減額が見込みを下回ったことが主な要因となっております。

次に、主な歳出についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

2段目の、2款「総務費」1項1目「一般管理費」、右側の説明欄の3番目、「一般管理関係職員給与費」1億2,771万1,000円の増につきましては、早期及び自己都合による退職手当の増額分、及び人事院勧告に伴う期末手当の減額分を差し引いた額を計上するものであります。

次の、「人事事務費」2,470万8,000円の増につきましては、会計年度任用職員の増に伴う報酬、職員手当等及び旅費の不足により増額をするものであります。

次の段、1項8目「財産管理費」につきましては、12ページをお開きいただきたいと思いますが、説明欄の一番上「公共施設整備基金積立金」3億円の増につきましては、今後実施が見込まれている事業実施のため、新たに3億円を積み立てるもので、補正後の基金残高は、18億4,569万7,000円であります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、行政経営部関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民部関係予算について、ご説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の7ページをお開きください。

4段目、21款「諸収入」4項3目「雑入」の説明欄1行目、「宝くじ普及広報事業助成金」250万円の増につきましては、コミュニティ助成事業費を計上するものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

9ページをお開きください。

3段目になります、2款「総務費」1項6目「自治振興費」の説明欄、「自治振興事業費」64万9,000円の増につきましては、奈佐原町自治会公民館などの屋根及び外壁塗装の修繕事業について補助交付するためのものであります。

下の段の1項8目「財産管理費」の説明欄、「コミュニティセンター維持管理費」67万円の増につきましては、菊沢コミュニティセンターの高圧気中開閉器、これは電気を引き込む際の保護装置であります。これらの交換及び、各コミュニティセンターの消防設備点検後の修繕を実施するためのものであります。

11 ページをお開きください。

2段目、1項1目「地域振興費」の説明欄、「協働のまちづくり推進事業費」250万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました「宝くじ普及広報事業助成金」を活用しました、深岩自治会におけるお囃子用備品などの購入費用に対する助成金250万円を計上するものであります。

4段目、2款3項1目「戸籍住民基本台帳費」の説明欄、2行目、「住民基本台帳費」40万円の増につきましては、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されている証明書交付機で、住民票の写しなどの各種証明を取得する件数の増加に伴う委託手数料であります。

次に、13 ページをお開きください。

一番下の段になります。4款「衛生費」1項7目「墓地埋葬費」の説明欄、「斎場費」317万7,000円の増につきましては、原油価格の高騰に伴いまして、鹿沼市斎場火葬業務に要する灯油などの燃料経費を計上するものであります。

次に、29 ページをお願いいたします。

「債務負担行為」について、ご説明いたします。

事項の1につきましては、2款「総務費」1項「総務管理費」事業名「コミュニティセンター維持管理費」において、菊沢コミュニティセンターの空調施設を整備するもので、令和4年から令和14年までの10年間のエアコン機器借上げ料を設定するものであります。

続きまして、事項3になります。4款「衛生費」1項7目「墓地埋葬費」事業名「斎場費」につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間の鹿沼市斎場火葬業務委託料を設定するものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 小太刀議事課長。

○小太刀議事課長 議事課長の小太刀です。よろしくをお願いいたします。

議案第80号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、議会事務局関係予算について、ご説明いたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、一般会計（第6号）の9ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、1款「議会費」、1項1目「議会費」の説明欄1つ目「議長報酬」1万8,000円の増と2つ目「副議長報酬」1万5,000円の増、3つ目の「議員報酬」2万7,000円の減につきましては、正副議長改選に伴う増減になります。

次に、4つ目の「議員期末手当」213万1,000円の減の主なものは、人事院勧告に基づく国家公務員給与改定に準じ、議員期末手当の額を減額するものです。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、議会事務局関係予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 債務負担行為ですね。29ページですか、菊沢コミュニティセンターの。

まず、わからないことを恥をしのんでお伺いしますが、令和4年度からの設定をするのだということなのですか、今令和3年度ではないですか。

これは、そういう仕組み上、その前年度中に、こういう処理をしておくというものなのではないでしょうか。まず、それを教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いいたします。

菊沢コミュニティセンターの空調につきましては、令和3年度中に予算を債務執行しておくことによりまして、令和4年度から工事、設計と工事に入ることができるということで、令和3年度から債務執行をしております。

説明は以上です。

○梶原委員長 ご質疑はありませんか。

秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、私のほうから、この債務負担のちょっと補足的なご説明をしたいと思うのですが、債務負担行為の設定というものは、こちらに上がっている4件、いずれもなのですが、こちら令和4年度から実際の支払い行為が発生します。

ただ、令和3年度中に、契約の締結が必要なもの、また、見積もり徴取とか、その入札の手に着手するもの、こういったものについては、今年度着手をすることで、実際の支払いは発生しないのですが、翌年度以降の債務が発生するということになります。

そういったものにつきましては、事前に議会の承認が必要になりますので、債務負担行為の設定として、今回議案として提出をしているものになります。

ですので、今年度は、来年に向けた手続は進めるのですが、予算の執行はございません。実際には来年度から発生するというものになります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

そうすると、このコミセンのエアコンだけに限って話を進めますが、その次年度早々に、要は、このエアコン云々をやっていきたいという意向があつて、今あえて、今この設定をするということなのですか。

つまり緊急性というものは高いという判断において、こういうことをしているということなのですね。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長、柿沼です。よろしくお願いいたします。

菊沢コミュニティセンターの空調設備につきましては、耐用年数の13年を大きく超

えて、20年が経過しており、令和元年から故障が発生し、何とかだましだまし使っていたり、暖房が使えない状態で、ほかの器具を使っている状態であります。

それで、昨年度から予算要求をしていたのですけれども、今年度債務負担行為をして、緊急で修理を、修理とか、入れ替えをしていくということで、債務負担行為を要求しております。

説明は以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

菊沢コミセンの空調が、ずっと不調のままであるということ。

耐用年数も大きく過ぎているということで、前年度では要望が通らなかったけれども、次年度では通る見込みなので、どのみち緊急性があるので、今すぐって言っていることなので、それは理解をするものであるし、こういった債務負担行為の仕組みというのも多少勉強させていただきました。

その上で、では、内容に関して伺いますのですが、これはいわゆる10年間のリース契約という認識なのかなと。

それで、そうすると、7,600万円ということになるので、10年間の。

これが、私は、妥当なのかというところが、判断しかねるもので、つまり内容、コミセン全体の空調を、この7,600万円の10年間の支出において、設置であったり、メンテナンスであったりというものが、10年間は担保されるという、そういう認識でよろしいか、お答えを求めます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 10年間の空調リース、妥当性といいますと、もともとは、菊沢コミュニティセンターの空調は、ガスヒートポンプでありました。

それを修繕するに当たりまして、昨年度見積もりを徴取したところ、これより高額な見積もりを徴取したために、本年度改めて、EHP、電気の空調のほうで検討した結果が、この金額になっております。

こちらをリースすることによって、10年間はメンテナンスフリー、保守点検、修繕料を含んだ空調を確保することができます。

説明は以上です。

○梶原委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 では、最後に確認しますけれども、では、その10年間、次年度から10年間に限っては、菊沢コミセンの空調に関しては、設置された後は、追加で、壊れてしまったからお金がかかるとか、保守点検にかかるとか、そういうことは基本的にはないということでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長、柿沼です。

はい、おっしゃるとおりです。

説明は以上です。

○梶原委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 必要性もわかりましたし、リースのメリットというのもわかりました。

逆に聞きたいのですけれども、一括で買ってしまうわけにはいかなかったのでしょうか。7,600万云々ならば、むしろ何でリースなのかなという、リースってなると、基本的には10年間の縛りがあるわけですから、考え方によっては、これ10年のローンを組み込むということになるので、借金と一緒なわけですよ。

ちゃんと正々堂々と一括で買った上で、市の借金の額に足したほうが、いいのではないかって、むしろ、財政状況、市民に対して、「借金は少ないですよ」って、でも、実はわからないところで、「リースの契約の縛りが多いんです」ってなると、同じことなのではないかなってということなので、あえて、そのリースにしたことの、一括で買ってしまうしないで、リース契約をするということを判断した背景やメリットというのだけ、聞かせていただきます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

今回、たまたまこの菊沢コミセンというものが、来年度、空調のリース開始ということで、債務負担ということで、予算計上されているのですけれども、実は、市内の公共施設、かなりいろんなところで、老朽化の影響がきていまして、修繕が必要な箇所がございます。

それで、一括で購入したらというようなお話なのですけれども、そういった市全体の公共施設の維持管理を含めて、それをなるべく各年度に平準化していくという考えを基本に予算のほうは措置をしております。

それで、確かに7,600万であれば、「そこ、一括でやってもいいんじゃないか」ということは、ごもっともな意見として、これも選択肢の一つではあったのですけれども、ただ、全体の公共施設の維持管理を考えた上で、今回、このコミュニティセンターにつきましては、来年度以降、このリース方式での空調の入れ替えということでやっていこうということで、今回この部分については、リース方式をもって、債務負担の設定をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 では、平準化という趣旨ということでの、この判断に至ったということをご了解しましたので、そのリースが、最近執行部からは、いろいろな導入に関して、リース契約というのをよく聞くようになってきた中で、少しそのあり方というものも、今後考えていかなければという一方で、課長のおっしゃるように、平準化というところも考えるものでありますので、この菊沢コミセンのリース導入に関しては、個人的には是とするものということをご表明させていただいて、この件に関しては質問を終わります。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。増渕委員。

○増渕委員 関連になるのですけれども、いつもわからないのは、平準化はわかるのですけれども、リースにしたときの料率と、今の例えば、これを借り入れて10年で分割で払ったって、平準化は一緒ですよ。

一括で払うから平準化ではないという、秋澤財政課長の言ったの、わかるのですけれ

ども、借り入れを起こして、それで料金を毎月毎月リースで払っていくっていう、あ、リースではなくて、返済という形は民間ではよくやっていますよね。

そうすると、民間と、民間でリースをやるというのは、税制上の負担がやっぱり全部損金で扱えるからリースというのがあるのですけれども、平準化はわかるのですけれども、そのときの、今金利が安いですよ、銀行金利は。

そうすると、そのときの料率と銀行金利と、保守点検の維持管理、総トータルでみて、それでも平準化したときに10年間の7,629万なにかしというお金が、トータルでこの請求に上がったときの原価で、今何台で、まず何台で、これリース料の合算で投げた数ですね、リース料の合算ですよ、この7,600万円というの。

ではなくて、原価としてのエアコン代というのは、何台、菊沢コミセンに入って、何台、それが原価として、これリースの料率かかっているわけだから、そのときの保守点検が、これも保守点検料も、これも含まれているのか、全部を合算して、維持管理は全部リース会社でやるのかということも含めた計算の上に、どちらが得かということをするのが普通だと私は思うのですけれども、そこら辺のところはどういう計算基準と、まず原価を教えてください。よろしく願いいたします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの増淵委員のご質疑の考え方の部分についてはお答えしたいと思うのですけれども、今回、私、先ほど、この平準化というようなご説明したかと思うのですけれども、平準化の考え方については、例えば、今回みたいにリース方式でやるやり方と、あと増淵委員言われたように、市債を発行して、各年度に償還していくというやり方があるかと思います。

それで、今回のこのエアコンの入れ替えということになりますね。

この地方公共団体の市債を発行できる事業というものが、これは地方財政法のほうで規定されているのですけれども、主には施設の整備事業、こういったものに限定がされております。

今回、このもともとあった空調を入れ替えるという修繕につきましては、市債の発行が、対象事業として認められてないという部分がありますので、これについては、平準化を図る手法として、今回リース方式というような手法をとらせていただいたところでございます。

それで、この実際の機器の設置をした場合の、購入した場合のその費用という部分だと思うのですが、そちらについては、では、地域活動支援課長のほうからお答えいたします。

○梶原委員長 柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長、柿沼です。

そのリースの平準化につきまして、保守点検料も含まれているということで、建築課、財政課と協議の上、最初からリースということで設計、見積もりをしてきましたので、原価については計算をしておりません。

○梶原委員長 はい、増淵委員。

○増淵委員 それは甘いんだ、はっきり言って。

やっぱり原価ありきで、そこに料率、リース会社というのはメーカーではないからね、設備屋さんではないからね、リースというのは、あくまでお金を貸して、それを借り上げて、自分のものにして、それを貸すという形だよね、仕組みとして。

ということは、リースというものの前に原価があって、原価をはじき出さないと、リース料の料率もわからないし、いいかな、総務部長、大丈夫。

そこら辺の基礎、基本が発注側になくはだめですし、一番、その初めからリースというのは、秋澤課長がおっしゃっていたことでわかりました。

市債はなかなか該当しないので、リースというのはわかりました。

だけれども、原価を計算して、リース会社によって料率も違うし、原価がいくらによって、金利が、金利負担がどうだということになると、市債の継ぎ足しではなくて、買ってしまっただけいいわけですが、逆に言ったらね。

一種の財政負担として、負担行為としてやってもいいわけ。

だけれども、それでも平準化して、そうやってバンバンバンバン、毎年何億、何億って買っていたら、コミセン全部修理していたら、十億の借金ができてしまうので、それを秋澤課長が平準化する、それはわかる。

だけれども、だからといって、リースだからということが許されるから、そのリースの原価がわからないというのは、ちょっと甘い、はっきり言って。

やっぱり原価、その機器がどれぐらい入ったかというのは、原価として、機器の原価があって、そこにリース料の料率がかかって、それを10年で割っていくらということが積算して、ここで答えられないと、これはほかのところもそうなのだけれども、いつもリースの話になると、みんな、リース会社に全部丸投げというか、リース会社の見積もりを見比べてということになるのだけれども、それはちょっと違うと思うので、そこら辺はちょっと民間並みの、税金ですので、我々はそういう審査をしているので、そこら辺のところはちょっと、ちょっと考えていただきたい。

これは、ほかの課長さんとかで、リースを使うときには、財政課の秋澤課長、これは、そこら辺のところもみんな、ほかのリースの適用のときも一緒なので、そこら辺のところ、ちゃんと分けて、やっていただくということが一つ。

それと、なぜ保守点検ということをやったかということ、これ、一度堆肥化センターで、皆さんの執行部ではなくて、もっと前のなのですけれども、堆肥化センターのときに、何十、20億ぐらいのあったのだけれども、もう次の年からさびて、もう保守点検料をメーカーから請求された。

普通だったら、5年ぐらいはメーカー側の保証になるというのがあったのに、もう次の年から、もうさびたり、いろいろな欠陥が出て、それ鹿沼市の税金で払っていた、何千万。

そういうことがあったので、やはりリースにするのであれば、10年間の保守点検とメンテナンスは、リース会社持ちということの契約の、ちゃんとどこら辺まできちんとやるかということも含めて、今日はそこら辺のところは洗い替えは、そこまで追求しませんが、そこら辺のところ、きちんと、改めてリースをやるのはわかりました。

秋澤課長のおっしゃっていること、よくわかりますけれども、そこら辺も含めて、皆さんの中の認識として、一つの財産を買うときには、きちんとした、分けた形でやって

いただくということを申し添えておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 債務負担行為のことをやっていますから、ついでに斎場のことをお聞きします。

斎場、6,860 万ですわね、債務負担。

そうすると、これは3年間ですから、1年間は3で割ればいいのか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

はい、この3年間で、3年間分で6,860万となっていますが、これを3で割っていたら、1年分の金額となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それでね、この業務委託する業者、どういうことになっているか、ご説明願ひたい。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子生活課長。

○益子生活課長 生活課長の益子です。

業者につきましては、市のほうで、火災業務登録業者、入札参加資格をしている業者が8社ございまして、はい、今回のこの金額につきましては、実績のある業者4社の平均値になっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。

ほかへ移ってよろしいですか。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。増淵委員。

○増淵委員 8ページの臨時財政対策債、市債ですわね、市債のちょっとここの説明で、この消防債のあれはわかりました。

それで、ここで増やす、1億8,000万ぐらいですわね、これを増やして、起債限度額までやったというものの、その趣旨というか、これを、どういうふうにしてここまでというのと。

あと、私の勉強不足で、この市債限度額って、先ほど秋澤課長がおっしゃってまして、ギリギリまでというのがあった、この基準というのは、毎年の基準、そこのところだけ、ちょっと教えていただければと思います、2つ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの増淵委員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、この基準のほうから先にご説明したいと思うのですが、この臨時財政対策債なのですが、これは普通交付税算定の際に、基準財政需要額、それと、基本的には、この基準財政需要額と基準財政収入額の差し引き額というのが、交付税として、普通交付税として交付されるものになるのですが、平成13年度からですが、この交付税財源が多分不足をしております、需要額で必要な額というのが、この財源と

なっているのは国税5税という、国の税金が元になっているのですけれども、その財源をその需要額に追いつかないという状況が続いていました。

それで、平成12年以前につきましては、これは国のほうが特別会計のほうからの、国の一般会計から特別交付税、特別会計への支出をして、国が負担をしていたのですけれども、平成13年度からこの不足分については、半分は国で持つけれども、半分は地方に借金して賄ってもらうというような、これがこの臨時財政対策債です。

それで、臨時とはいえ、既にもう20年経過しているというようなことになる。

それで、この、では、この額の算定というのはどうやってやっていくのかということなののですけれども、先ほど申し上げましたように、毎年の交付税算定の際に、この基準財政需要額、それと基準財政収入額というような算定をしますけれども、そのうち、交付税財源の不足分をその中で、臨時財政対策債の振り替え額として、各自治体に配分されるのが、先ほど申し上げました臨時財政対策債の発行可能額ということになります。

それで、これが今年度で申し上げますと、鹿沼市に割り当てられたのは、この発行可能額として、18億3,411万3,000円。

これは、本来であれば、普通交付税として鹿沼市に入ってくるものなののですけれども、それが、財源がないので、交付ができないので、その分は借金をして賄ってくださいというのが、この臨時財政対策債です。

それで、この臨時財政対策債については、発行しても、発行しなくてもなののですけれども、先ほど言った18億3,411万3,000円というのは、本来であれば、普通交付税として入ってこなくてはいけないお金ですので、市債を発行しても発行しなくても、その分の元利償還金は後年度の交付税算定で、需要額のほうに算入されるという、なので、100%の、発行可能額に対して、100%が交付税措置されるという、有利な市債であります。

それで、今回、予算に関する説明書の7ページのほうでご説明いたしますと、先ほど申し上げました消防債、これを1億3,770万の減額、その上の土木債のほうで、7,950万の減額をしております。

それで、これについては、これまで、令和2年度までは合併特例債という、交付税措置がされる有利な市債が使えたのですけれども、これが使えなくなりまして、そうすると、この起債事業、起債メニューとも言っていますけれども、いろんな市債を発行できる事業があるのですが、これは国のほうのメニューなののですけれども、その中で、交付税措置がされるものとされないものというのがあります。

それで、今回この土木債と消防債については、いずれも後年度の交付税措置がされない市債メニューということになりますので、こちらを借りないで、あえて臨時財政対策債であれば、後年度に100%交付税措置されますので、そちらのほうに振り替えたというような補正内容でございます。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 大変詳しく、ありがとうございます。納得が이었습니다。

それで、ずっと臨時だと言っているけれども、20年も続いて、臨時ではないのだよ。名前は臨時でずっと、あれ、これ、ずっとあれでしょう。

交付税をやって、地方だけで頑張ってくれというような形で、政府が打ち出して、結

局交付税、大義名分で減額させられたということから発生しているやつで、わかりました。大変ありがとうございます。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 4ページで、これは高村課長だったかな。

歳入のほうで市税のほうで、3億2,000万と、法人のほうで2億2,300万のほうで、これ、大体何人でこの金額なのか、もしわかればいいのですけれども、あと会社もこれ何社でこの金額なのか。

それと、あと、これちょっと僕わからないので、教えてもらいたい。

固定資産税もこれ減っているのですけれども、コロナで減るというちょっと理由がわからなくて、あくまでも土地の評価で固定資産税はきているのに、何で減るかというのがわからない。評価価格、見直ししているわけではないから。

それで、それに対する都市計画税も、これね、1.3%なのでしょうけれども、それも多分連動しているのです、それも、これが下がったから、多分都市計画税が下がったと思うのです。ここのちょっと根拠、もしわかれば、お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いたします。

まず、個人市民税の関係なのですけれども、これにつきまして、件数というか、人数ですよね。はい。

人数につきましては、均等割のほうで、約100名程度増える見込みで積算をしております。

元の人数、3年度の予算編成時期が、約5万978人ということで、それから約100人ということで、足していただければなと思います。

それと、個人所得税の関係なのですけれども、これは、均等割のほうの人数ということで、ちょっと説明させていただいて、ちょっと法人の関係に移りたいのですけれども、ちょっと元の数字は、ちょっと今日、手元にはないのですけれども、いいですか、増えた金額でみますと、理由として、まず均等割の金額が変更になった。これは資本金や従業員数が変更になったということで、これが一応5件ということでみております。

金額のほうで、約372万5,000円。

それと、法人の新設、あと休業からの再開ということで、これが約30件、これが316万円。

それと、申告時期のずれということで、これが10件で、160万3,000円、あ、すみません、163万2,000円というふうなことで積算しております。

それと、固定資産税のほうのコロナによる影響で何で金額のほうが増額になったかというところなのですけれども、まず固定資産税の土地については、これ減額になっております。

4ページの説明のところを見ていただくと、土地に関しては1,838万6,000円の減ということになっているのですけれども、これについては、まずコロナの関係なのですけれども、税額が今回、今年度、3年度につきましては、コロナ対策で税額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置くという措置がとられたのですね。

それで、土地については減ったということと。

あともう1つ、大きな理由としては、評価替えがありましたので、評価替えて、路線価の見直しとか、地目の変更を行いました。

これによって、土地については減額になっております。

それと、家屋についてなのですけれども、家屋につきましては、まず、コロナの関係で、中小企業の方で、前年度の収入ですかね、それが減った方については、コロナ対策によって軽減措置がとられました。

それで、税務課のほうとしては、その軽減措置について、大体、おおむね、事業収入が5割減の方、5割以上減少する方について、この方は全額軽減になるのですけれども、この方が大体全体の5%、それと3割から5割、事業収入減の方、これが大体全体の10%減するというふうなことで、最初予算編成時期にはそういう形で見込んでいたのですが、これが思ったよりも申請が少なかったということで、少なかったので、税額のほうが今回多くなった、増えたという形で今回補正のほうをさせていただいたというところです。

説明は以上です。

○梶原委員長 ご質疑はありませんか。

そのほかにご質疑はありますか。市田委員。

○市田委員 7ページのですね、繰入金、19款かぬま・あわの振興基金繰入金の話でございますが、何か、医王寺の改修ということで、必要に迫られてこの予算をとったと思いますけれども、特に、この改修しなかったために、劣化が進んだとか、そういった応急措置も必要かと思っておりますけれども、これは多分市の指定文化財になっている医王寺かと思っておりますけれども、もし県のほうでもらえなかったら、何か市のほうで対策というのは考えられなかったのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課、秋澤です。

ただいまの市田委員のご質疑にお答えしたいと思います。

こちらの補助金の執行については、教育委員会の所管となっておりますので、そちらでの事業内容となるのですが、私のほうでわかる範囲でお答えしたいと思います。

それで、この大もとのこの医王寺のほうの補助なのですけれども、これは県のほうの補助金、その、県と市で出す補助金となっております。

それで、この補助の執行に当たっては、県の補助が前提となるのですけれども、それで、補助率としましては、県が2分の1、市が4分の1、それで4分の1が医王寺さんのご負担ということになります。

それで、当初予算の際に、こちらのほう基金繰入金を計上した際には、この医王寺の修繕費としまして、622万5,000円、これを繰入金として計上しておりました。

それで、その内容なのですけれども、医王寺のその金堂の茅葺屋根なのですが、その葺き替え工事というのが主なものなのですけれども、それ以外に防犯カメラの設置、それと、これは箱棟というものらしいのですけれども、屋根の上にちょっと乗っかっている部分のところなのですが、そちらのほうの改修というものも、この補助金の事業内容の中にございましたが、茅葺の茅の葺き替え部分については、これは県のほうの、現地のほうを確認した上で、まだ、今年度実施するには早いだらうというような判断で、その部分だけが補助対象からはずれたということでございます。

なので、これについては来年度以降、次年度以降、時期を見てということになるかと思うのですが、改めて予算化をすることになるかと思うのですが、そういったことで、今回はその茅葺、茅の葺き替えの部分だけが先送りになったということで、ご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 内容はわかりました。

ぜひ、由緒ある建物なのですよね。文化財が、医王寺は6つか7つぐらい、建物あると思うのですが、ぜひ、後世に残すためにも、しっかりと予算を組んで、やっていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 歳入ですね、3ページ、市税の市民税、個人、法人ともに、当初予算を組んだときよりも、減収が少なかったのも、また、もう1回ちょっと上目に戻したということで、要は5億4,000万円が、思ったよりも入ってきたという認識なわけですから、そうすると、5億4,000万円って相当な額だと思うのですね。

そうすると、歳出に関しても、市全体の財務に関しても、これは当然プラスの影響があるわけですから、総合的に見て、この5億4,000万円の増収を、想定よりも増というのは、どういったその影響が及ぼされているのか、そういった総括的なところで、認識をお伺いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの佐藤委員のご質疑、総体的な部分ということでしたので、私のほうでお答えしたいと思うのですが、今回、当初見込んでいたよりも、当初予算では前年比10億円の減というような、ほぼ10億円減というような市税の見込みを当初予算では立てました。

それで、今回、今年度の税の、課税のほうが終わってみると、約5億円の減で、5億円程度の減で済むだろうということでの今回の補正になるのですが、それで、これについて、歳出のほうもという、当然、この増収の範囲内で歳出事業というのは組みますので、そこは検討していくべきものなのですが、今回、この時期、市の会計というのが、会計年度というのがありまして、4月から3月までという会計年度の中で、今回12月補正で、新たな事業を歳出で組んでも、結局年度内の執行が難しいというものがございます。

それで、今年度のこの増収の部分については、次年度以降の予算編成の中で、それは歳入として、今回、その歳入増というのが見込めますので、そういったものについては、当然事業、次年度以降の予算編成の中で、活用のほうを検討していかなくてはならないかなというふうには考えております。

ただ、1点、私、懸念されるのが、普通交付税の算定なのですが、先ほど申し上げました基準財政収入額、こちらの、基準財政収入額というのは何かというと、主にはこの増収なのですね。

それで、当然今年度の普通交付税算定の段階では、算定というのは4月ぐらいにされ

るのですけれども、国のほうも各地方の税収は減るだろうという見込みで、基準財政収入額も前年度よりも大幅に減額をしました。

そうすると、今回交付税が増えていますけれども、それは市税が減るからという前提で、交付税として交付はされているわけなのですが、これは次年度以降、交付税検査というのがありまして、これで精算がされるのですね。

そうすると、この影響、税収が減ると見込んでいたものが、実際にはそこまで税収が減らなかったというものが、次年度精算されるときに、どういった影響が出るのかなというのが、ちょっと、私、懸念しているところではあるのですが、要は、市税収入の減を、減収を補うのが、この交付税制度ですので、税収が増えたからといって、丸々その金額が、市の歳入増になるかということ、その部分は普通交付税のほうで精算される部分もありますので、その辺は国の動向等も見極めながら、次年度以降の予算編成には取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 とても勉強になりました。

確かにそうですね、5億4,000万浮いて、来年使えるかもしれないと思ったけれども、ただ、国のほうは、いかに出さないかというのに命をかけていますから、向こうも。

儲かっているようならね、「思ったよりもダメージ少なくて、浮いたんだったら、じゃあ、次の年の仕送りは減らすよ」ということ、あり得るのでしょうかけれども、ただ、それは国の動きというのを見極めながらなのでしょうから、当然その思ったよりも好転、財務好転して、余力が、もし次年度以降、活用できるようになれば、やっぱりこれは、思ったよりも税収が減らなかったということは、このコロナ騒動で、意外と収入が変わらなかったという人もいたり、増えてしまったという人も逆にいるのでしょうから、では、そういう人たちはそれでよかったでしようけれども、やっぱりこのコロナウイルス騒動で、それこそ仕事すらなくなってしまったという人もいるわけですから、一番傷んでしまった、ダメージを受けた人に対して、やっぱり次年度は、捻出された余力というのは、活用を検討しているということでしょうから、その活用先としては、やはり最もこのコロナの騒動で苦しんだ人を第一に向けられるべきなのではないかなという意見を申し上げて、この項目の質問を終わります。

以上です。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。12ページの2款1項8目、公共施設整備基金積立金の3億円なのですが、事業実施のためということで、主な事業内容と内訳をお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 それでは、ただいまの質疑にお答えいたします。

予定されている事業といたしましては、水源地域振興拠点整備事業や黒川終末処理場、下水処理場ですが、これの再整備事業、そのほか、クリーンセンターにおける粗大ごみ処理施設整備事業、新産業団地整備事業などが大きな支出と予定しております。

そのほかにも、細かい整備事業なんかにもこの基金積立金を、不足する財源なんかは充てるということで、活用していきたいと考えております。

以上で終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。石川委員。

○石川委員 内訳というよりかは、これらのこと、全体に3億円ぐらい足りないかなという感じの補正ということでもよろしかったでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 3億円が足りないというよりも、老朽化した公共施設はかなりたくさんございますので、これから何年にも分けて、一つの事業についても2年から3年、短いもので、かけて事業を行ってまいりますので、3億円を全額充てるということではなくて、それぞれの年度で不足する財源については、この基金の中から取り崩して充てていくということです。過去5年間の公共施設の整備事業につきましては、年平均で約19億かかっております。

ですので、そういったことも念頭に置きながら、基金の積み立てを行って、事業が円滑かつ順調に進むようにということで、基金の積み立てを行っていきたいと思っております。

以上で終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。石川委員。

○石川委員 今後、主なもので、こういったものがかかっていくということがわかりました。ありがとうございました。

○梶原委員長 そのほかにご質疑はありますか。増淵委員。

○増淵委員 2つなのですけれども、まず10ページ、ふるさと納税推進事業費が2,900万円増になっているので、これの総体的に、多分これ農業者に払うお金も増えたということなので、それで全体で多分、そのふるさと納税が増えたと思うので、その全体像をお示してください。

それともう1つ、もう1つ、では、これだけ1つでいいです、はい。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。斎藤営業戦略課長。

○斎藤鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の斎藤です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、歳入に関してなのですが、今回9,000万円の歳入をさせていただきました。

というのも、本年度は、返礼品の追加やポータルサイトの追加にありまして、大幅に歳入が伸びまして、補正を行わせていただきました。

それに伴う、今回は経費の部分になります。

それで、歳出になります2,940万円の内訳なのですが、まず手数料、こちらにつきましては、ふるさとチョイス、楽天、ふるなび、セゾンという、ふるさと納税ポータルサイトを使うためのサイト運営に使う支払い手数料です。

それと寄附者が寄附金を払うために利用しますクレジットカードや郵便局に支払います(…)手数料、こちらのところが、手数料の部類になります。

この金額につきましては、昨年度実績ベースにしまして、12月から3月までで、483万7,000円を見込みました。

次に、委託料の内容です。

こちらは、委託業者に支払うもので、寄附者へ送る受領書の代行業務や返礼品現物の

費用、寄附者からの問い合わせ等、そちらの業務を委託しているもので、こちらの経費を昨年度実績をベースに12月から3月分までで2,456万3,000円を見込みました。

こちらの手数料と委託料合わせまして、2,940万円、こちらを歳出補正とするものでございます。

説明は以上となります。

○梶原委員長 質疑はありますか。増渕委員。

○増渕委員 大変丁寧な説明ありがとうございます。

私は、それは大体わかっていて、大体3割ぐらいが手数料、事業費としてかかるから、トータルで今9,000万っておっしゃってくれたので、9,000万ぐらい伸びたというのは、すごく、今までのふるさと納税、鹿沼からすれば、すごく成績がよかったのも、その原因と、その何件ぐらいの内容か知りたかった。

こっちの支出のほうはここに出ているから、大体わかるのだけれども、その、どういことが伸び率につながったのかなということが、トータルのほうのね、概要を、それちょっと説明してもらえればと。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。斎藤営業戦略課長。

○斎藤鹿沼営業戦略課長 今回の伸びにつきましては、やはり返礼品の追加が大きかったかと思えます。

実は、特にゴルフクラブの種類が増加、こちらの部分が大きく、あとはポータルサイト、今までは2社でしたが、これを今年度さらに2社増やしまして、4社としました。

そちらのところから寄附額の増加となったのだと思えます。

そのほか、テレビやCMなどでもふるさと納税、あちらこちらでやっております、知名度が広がりました。

そのほか、コロナの影響によって、巣ごもり中などの方がふるさと納税を増やしてきたのかと思われまます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。

○増渕委員 そうすると、営業戦略なので、そういう分析をして、これからも鹿沼のいいところをどんどんどんどん発信していくようにお願いいたします。

続いて、委員長、いいですか。

○梶原委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 これ、ちょっと、12ページの戸籍住民基本台帳の給与というところで、75万円って、小さいのですけれども、これ理由を聞いたら、何かマイナンバーなので、マイナンバーをやることによって、こんな75万円なので、これが普及が広まれば、広まるほど、この人件費というか、手数料がかからなくなると思うのですけれども、これ今のぐらいのパーセンテージで、この75万という数字が出たのか、根拠で、これが例えば、鹿沼市民のマイナンバーカード、これが50%、60%になったときの、想定して、そうすると、人件費がどのぐらい浮くのかなということをちょっと説明できればと思うのですけれども、手数料。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

増渕委員の質疑にお答えをいたします。

こちらですね、戸籍住民基本台帳関係職員給与費の減額 75 万円のところだと思うのですが、こちらにつきましては、人事院勧告に伴う期末手当の減額分を、はい、計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑ありますか。増渕委員。

○増渕委員 逆にマイナンバーで 40 万円の委託料が発生したということ、これは経費節減になっていないということ。

先ほどマイナンバー、俺のほうの聞き方があれだったのでは、マイナンバーによると書いてあったので、マイナンバーによる、こっちの下にかかっているということ、委託料のほうにかかっているということで、解釈でいいのかな。

逆にいうと、マイナンバーで、やったことによって、委託料が増えてしまったということは、マイナンバーの効果があまりなかったというふうな解釈になってしまうけれども、そういうことなのかな、このところ、ちょっと説明をお願いします。

○梶原委員長 鈴木市民課長。

○鈴木市民課長 市民課長の鈴木です。

40 万円の増額につきましては、コンビニ交付を実施するに当たって、例えば、証明書を 1 枚当たりとるのに、その委託業者の、コンビニエンスストアを展開している業者さんになるのですけれども、セブンイレブンとかあったり、そういうところの業者さんのほうに、証明書 1 件当たり、1 枚当たり発行するたびに 117 円の手数料を払っているのですね。

それが、年度当初の予算、当初見込んだよりも、かなりコンビニ交付を利用して、証明書をとり方が増えましたので、その分を増額をして、コンビニの事業者のほうに払う手数料を増やさせていただきたいということで、予算の計上をお願いしたところになります。以上です。

○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 説明はわかりました。それ、そうですよ。これでいくと。

だけれども、結局、そういうふうにコンビニとかを使ってやっているということは、本庁の業務量は少なくなっているわけだね。コミセンとかの、そういうの。

それがどこに反映しているかって、そうではなかったら、これ、広がれば広がるほど便利になるけれども、税金もいっぱい払っているというのでは、何の意味もないって、基本的に、原理原則のところ、便利になって経費が下がるから、マイナンバーを使ってやれば、市民の皆さんは便利になる、手軽にとれる。だけれども、職員のほうは、これだけのことがやれなくなったということになれば、そのぐらい経費が浮く。

それではなかったら、トータルバランスがとれないではないですか。そこら辺のところの説明というか、そこら辺の解釈というか、この説明は、今の鈴木でいうところ課長のでわかったのだけれども、この概念的なところとか、この基本的な考え方をお教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。

増渕委員。

○増渕委員 ちょっと時間かかりそうなので、ちょっと休憩をして、5分、10分ぐらいして、どうせ午前中に終わらないと思うので、よろしいですか、許可。

○梶原委員長 1時間以上たっていますので、暫時休憩をいたします。

再開は、11時25分、大丈夫ですか。

(「もうちょっと長く」と言う者あり)

○梶原委員長 では、11時30分をお願いいたします。

(午前11時20分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時30分)

○梶原委員長 鈴木委員はトイレ休憩のため、少し遅れます。

増渕委員の質疑に対して、執行部の説明をお願いします。袖山市民部長。

○袖山市民部長 それでは、増渕委員の質疑にお答えをしたいと思います。確かに経営的な感覚でいいますと、そういったところが増えたことによって、人件費のね、ものを考えていくというのは、これは至極当然だと思うのですが、我々の今の、現状の捉え方としましては、マイナンバーの交付もまだ一生懸命、いろんなところへ行ったり、やっているのですが、11月30日現在で32.2%ということで、まだまだという感覚があります。

それと、窓口におきましては、当然マイナンバーの取得のお客様が当然増えれば、国のあのJ-LISという機関とやりとり、それから交付の申請など、そういったところも、実は残業しながら、時間外をやりながら対応しているのが現状でございます。

それで、実は、このお金が40万ほど増やさせていただいたのは、コンビニ、当然、マイナンバーの交付が増えてくることによって、コンビニ交付を、利便性が高くて利用される方も増えています。

それで、7月のときに、200円から実は150円に、コンビニ交付だとその手数料を下げ、どんどん、我々としてはマイナンバーを普及させたいという思いで、そういう対策もやっております。

その中でのコンビニ各社に対する117円というあれが今年度不足するものですからということで、まあ、なかなか、まだまだ人件費を下げるころまでは、すみません、現状としては、いけないというのが今の現状でございますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁といたします。

○梶原委員長 ご質疑ありますか。増渕委員。

○増渕委員 さすがに部長の答弁なので、しっかりした内容のある答弁だと思います。

ただ、本当に、今の現状で32%では効果出ないの、それもわかります。

だけれども、実質的に、最終的にどこまでもってきたら、損益分岐点というか、1人とか2人が減らせて、窓口でも、例えば、市役所に来て、人を通さなくても、カードをポンと入れれば、パッと出るというような、そうすると両方に利便性があって、その分手数料も下がるという、そのトータルなイメージをつくるために、マイナンバーを、普及を進めてね、そこまでいくための目標だけはきちんともっていてくれるの要望して、質問するの、最後にします。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○梶原委員長 そのほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 12 ページです。公共施設整備基金積立金の件で、石川委員の質問に対して、高村行政経営課長の答弁の中で、ちょっと個人的に思い入れがあって気になることがあったので、確認のために聞いておくのですが、答弁の中で、次年度以降の水源地整備の施設云々ということをおっしゃっていたのですが、それって、前回、先週私が一般質問で言ったスノーピーク社が、市役所がつくって、スノーピーク社が運営する例の温浴施設、サウナがおまけでついているあの施設のことも、次年度以降の支出に、見越しているということなののでしょうか。それ、詳細はいいのですけれども、そういう次年度以降、それが入っているのかっていう、そういうの見越してのこの3億の積み立てかという、それだけちょっとお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。高村行政経営課長。

○高村行政経営課長 水資源振興地域拠点整備事業につきましては、一応経済部のほうが所管になりますので、私が把握している範囲の中で、お答えをさせていただきたいと思えます。

こちらの拠点整備事業につきましては、南摩に予定しているキャンプ場とか、温泉施設とかということで、整備を進めている事業でございます。

それで、今年度、もう既に設計のほうは入っていますので、一応来年度着工予定というふう聞いております。

ただし、こちらにつきましては、まだ用地取得とか、様々な課題が残されておりますので、どういった進行になるかということまでは、ちょっとまだこちらのほうでは、詳細、把握していませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

その程度の答弁で、十分、議事録に残しておきたかったというのもありまして、次年度着工予定というのも聞きましたので、「いい設備、施設になってほしいので、ぜひ多めに積んでおいてあげてください」って言うておいて、質問を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 ちょっとあのね、10 ページなのですけれども、議会事務局に質問するのは、ちょっとあれなのですけれども、中の説明で、議員の期末手当は減っているからわかるのですよね、減になっているのが。

それだけれども、議長と副議長が交代したから、いくらか、1万8,000円とか、1万5,000円だけれども、増えているという意味がちょっとわからないものですから、これちょっとご説明願ひたいと思えます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小太刀議事課長。

○小太刀議事課長 議事課長、小太刀です。

ただいまの鰻原委員の質疑にお答えいたします。

正副議長改選に伴いまして、正副議長を交代する日が1日だけあります。

今年度は10月1日が重複いたしました。その1日分の正副議長の報酬をそれぞれ増額して、それで、議員、一般の議員報酬1日分、新しく正副議長になった方2名分を減

額するもので、これは、根拠条例は、鹿沼市議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第2条にあります。

説明は以上です。

○梶原委員長 ご質疑ありますか。はい、鰐原委員。

○鰐原委員 1日重複するという意味かな。

○梶原委員長 小太刀議事課長。

○小太刀議事課長 おっしゃるとおりです。以上です。

○梶原委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 何とか、よく理解しました。

えっとね、10ページで、一般管理関係職員の給与費、退職金は増になったわけね。

人事院勧告で期末手当が減になったというのですけれども、その退職金と期末手当、別にして、ちょっと説明していただけますか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 鰐原委員の質疑にお答えをいたします。

一般管理関係職員給与費のうち、退職金につきましては7名が増加する見込みとなっております。こちらが1億3,193万5,000円が増額するものであります。

逆に、人事院勧告に伴いまして、職員の期末手当の減額分、こちらが422万4,000円でございます。

こちらを差し引いた金額が1億2,771万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 ありがとうございます。

それとね、人事事務費は、これはあれかな、会計年度任用職員ということで説明を受けましたが、その2,470万8,000円、それらについて、この会計年度職員がどう増えて、どうなったのか、ちょっとご説明願います。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 それでは説明をさせていただきます。

報酬につきましては、2,266万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては、当初予算より比べまして、22人ですね、こちら増員となっております。

増員の理由といたしましては、産休・育休の職員がおりまして、その代替職員ということと、病気休業ですね、休職等の職員がおりまして、その代替職員の配置などが主なものでございます。

続いて、職員手当等の118万9,000円、こちらにつきましては、先ほど増えたという22名の期末手当の分から、今回の人事院勧告に伴う期末手当を減額したものの、差し引いたものが、こちらの118万9,000円となっております。

旅費、費用弁償につきましては、85万3,000円でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどの22人の増員の分の費用弁償、通勤手当という形になってございます。

以上で説明のほうは終わりになります。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 80 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第 82 号 「辺地に係る総合整備計画の変更」についてご説明をいたします。

今回の議案は、平成 28 年 3 月議会において議決がされました、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間で期間とする辺地総合整備計画について、その一部を変更するものであります。

まず、辺地制度の概要についてご説明をいたしますと、辺地とは、「交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等」と定義はされておりまして、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率 100%、さらに元利償還金の 80% が交付税措置される有利な起債が可能となる制度であります。

本市におきましては、「入粟野・中粟野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「上永野辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 5 つの計画がございまして、そのうち今回は、西大芦辺地、上久我辺地及び上・中粕尾辺地について、計画事業の変更を行うものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第 82 号のところになりますけれども、右上に議案第 82 号という記載がありますが、その記載のあるページの次のページをご覧くださいと思います。

まず、西大芦辺地総合整備計画についてご説明をいたします。

資料のほうに、「1 辺地の概況」及び「2 公共的施設の整備を必要とする事情」など、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載されてあります。

その裏面をご覧ください。

こちらの表が整備計画概要となりますが、今回の変更点につきましては、表の下段に記載されております、本市が事業主体となり実施をする林道整備事業のうち、林道小川沢線について、事業内容を精査し、事業費総額を 1,004 万円から 1,154 万円に増額をするものであります。

次に、上久我辺地についてご説明をいたします。次のページをお開きください。

また、西大芦と同様に、裏面の表をご覧くださいと思います。

表の一番上になりますが、県が事業主体となり実施をする林道横根線の森林整備林道事業に係る県への負担金について、事業内容を精査し、事業費総額を 942 万 4,000 円から 955 万 2,000 円に増額をするものであります。

次に、上・中粕尾辺地についてご説明をいたします。次のページをお開きください。

また同様に、裏面の表をご覧いただければと思います。

まず、表の中段より上の部分になりますけれども、市が事業主体となります林道横平線の森林路網整備事業について、その一部を国庫補助事業である森林整備林道事業に事業区分を振り替え、その路網整備事業につきましては、事業費総額を 996 万円から 486 万円に減額をするとともに、森林整備林道事業の事業費総額を 950 万円として追加をするものであります。

また、表の下段になりますけれども、県が事業主体となる林道大荷場木浦沢線及び前日光線の森林整備林道事業に係る県への負担金について、事業内容を精査し、事業費総額を、大荷場木浦沢線が 1,378 万 1,000 円から 1,658 万 1,000 円に、前日光線につきましては、673 万 5,000 円から 1,890 万 7,000 円に増額をするものであります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 辺地対策事業債というのだけ、後学のために、勉強しておきたいので、どのぐらいの補助率なのかとか、こういったものかというのだけ、それだけ聞いておきます。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、佐藤委員のご質疑にお答えしたいと思います。

この辺地債なのですけれども、この辺地総合整備計画に位置づけられた事業、要は辺地区域に指定された事業の施設整備事業ですね、こちらに使える起債となります。ですから、借金ですね。

起債メニューとして辺地対策事業債、略して辺地債と言っておりますが、これがあるわけなのですけれども、これにつきましては、充当率が 100%、事業費の 100%が市債発行できる。

そして、この 80%、元利償還金の 80%については、後年度の交付税算定において、基準財政需要額のほうに算入がされるという、非常に有利な起債となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。

そのほかご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 これ全て林道ということで、ちょっと僕、これ、林道でこの質問になじむかどうかちょっとわからないのですけれども、あるちょっと宇都宮の古賀志のほうでね、林道を宇都宮市が勝手につくってしまって、その後、境界をちゃんと決めないでやってしまったのですよね。

その後、いろいろちょっと問題になってしまって、これは道路を広げる際には、これ、ちゃんと境界協定とか、そういうの、ちゃんと境界を決めて、そこまでその金額が入っているのかどうか、ちょっとわかる範囲で結構です。お願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 この事業の内容につきましては、これは林政課のほうの所管事業となります。

それで、今回この林政のほうの事業に関しまして、これは辺地債に該当する事業となりますので、今回その変更部分をこの計画に位置づけるという部分での議案でございま

すので、ちょっと私のほうからお答えはできません。申し訳ありません。

○梶原委員長 では、そのほかご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。横平線のところがちょっと理解できなかったので、もう一度ご説明をお願いします。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、石川委員のご質疑にお答えをしたいと思います。

横平線のところですね。

お手元の資料のほうをご覧くださいと思うのですが、横平線については、これは市が事業主体となって実施する林道事業でございますけれども、当初森林路網整備事業という部分に、事業が掲載されておりました。

それで、すみません、2段書きになっているのですが、括弧書きになっているものが変更前の事業費となります。

それで、変更前 996 万円となっておりますが、こちらの、今回実施しようとする事業が国庫の補助事業、対象事業に採択されましたので、そうしますと、事業名、まず事業区分が変わります。

それで、その事業区分が路網整備事業から、今回追加をしております森林整備林道事業、こちらは国庫補助対象事業ということになりますけれども、こちらのほうにその一部を振り替えるというものになります。

そうしますと、その路網整備事業のほうで、当初 996 万で予定をしていた事業が 486 万円だけ、ここに残ることになりますけれども、こちらについては、既に平成 28 年に実施した部分がこちらに入っておりますので、その部分を 486 万円というのを残して、残りの、そうすると、あ、すみません、510 万、約 510 万円ですか、それを森林整備事業のほうにもっていったという変更になるのですけれども、ただ、これ 28 年度にこの計画を策定したときと比べて、こちらの横平線の、これは修繕ということになりますけれども、崩落箇所が 28 年度当時よりも、その部分が増えているということで、事業費を増額しまして、今回 950 万円として、こちらの整備林道事業のほうに追加をしたというような内容となっております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ご質疑はありますか。

そのほか、ご質疑はありませんか。市田委員。

○市田委員 稚拙な質問で申し訳ないのですが、この西大芦の 148 点という、辺地度点数、これの基準というのかな、それと、その辺地といわれる点数の範囲とか、これらの点数について、ちょっとわかる範囲で結構ですから、説明いただければ。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、市田委員のご質疑にお答えしたいと思います。

この辺地の判定なのですけれども、まず、この辺地の条件なのですけれども、まず 1 点目としまして、これは国のほうの政令のほうで定めている要件なのですけれども、当該地域、辺地に該当する部分の地域の 5 平方キロメートル以内の面積の区域人口が 50 人以上、かつ辺鄙な程度が総務省令の基準に該当することというような、これが要件になっています。

それで、この総務省令の基準に該当するというのはどういう部分かといいますと、まず1点目としましては、先ほど言ったその5キロ以内の人口密度ですね、それが50人以上、それと、辺鄙な要件としましては、各公共施設までの公共交通を利用できない距離、それと、2つ目としまして、各公共施設まで、この公共施設というのは学校であるとか、公民館であるとか、そういったものを含むのですけれども、それと医療機関なんかも対象になります。

それで、その施設までの最短距離としての公共交通機関の停留所までの距離、それと、この各公共交通機関の往復回数であったり、飲料水、これが、例えば、西大芦なんかですと、沢水を使っている場合にもここに加算がされます。

それで、これを点数化して、100点以上のものが、100点以上に該当する地域が辺地区域として、要件を満たす地域というふうになります。

それと、それで、これは辺地計画の設定する際に、各地域のほうのこの点数換算をしまして、100点を越える部分の辺地の該当区域として計画を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかご質疑は。市田委員。

○市田委員 100点という基準があるというの、わからなかったので、内容わかりました。ありがとうございました。

○梶原委員長 そのほかご質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 これ辺地ということで、僕も勉強になりました。

それで、ちょっと1つ聞きたいのですけれども、例えば、この場所は西大久保とか、ずっと鹿沼よりも西のほうだからわかるのですけれども、例えば、中心のほうというか、池ノ森も入ると思うのですけれども、池ノ森だと、やっぱり周りに何もありませんけれども、ただ、壬生がすごい発展しているから、ほかの市町村にまたがっていると、そういう場合もこれ点数に加算されるのですかね。

壬生自体も何もありませんけれども、あ、壬生ではなくて、池ノ森、池ノ森自体は何もありませんけれども、壬生はすごい隣なのだけれども、そういう場合はどう計算するのかなど。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまの鈴木委員のご質疑にお答えしたいと思います。

それで、池ノ森はどうかということなのですけれども、まず先ほど申し上げましたように、公共施設までの距離、これは具体的にいうと、小学校、中学校、また高等学校、それであったり、医療機関、郵便局、役場、これは公民館なんかも、あと出張所なんかも含むものになります。

それであったり、あとはその公共交通機関なのですけれども、池ノ森については、小学校も近いですし、あとは公共交通機関も、ちょっと出れば、楡木線がありますよね、バス、関東バス。

まあ、いずれにしても、ちょっと辺地の条件というのが、かなり山間地に限定されているというのが現状でございます。

恐らく池ノ森については、算定をしても、この辺地には該当はしないかなと思います。

参考までに、板荷が、板荷地区が辺地として見られないかということで算定したことはあるのですが、それも全然 100 点には及ばない点数だったものですから、かなり要件としては限定されるということでご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 そのほかご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 82 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後 1 時ちょうどといたします。

(午前 11 時 57 分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

○梶原委員長 次に、議案第 88 号 鹿沼市営駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いします。

議案第 88 号 鹿沼市営駐車場条例の一部改正について、説明いたします。

さつき町にありました北犬飼コミュニティセンターを新たに上石川（職業訓練センター南側）へ移転したことに伴いまして、「北犬飼コミュニティセンター駐車場」の名称を「北犬飼駐車場」とするものです。

なお、施行日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日です。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 もちろん賛同しますが、そうなることで、あの駐車場の位置づけというか、この利用の状況が変わったりとか、そういった動向を見越したり、お考えになっているか、それだけ聞かせてください。

あと、名前が変わるので、看板を変えたりなんでもお金がかかるのかなという、それもある程度、看板の金額、出ているのだったら、教えてください。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 動向につきましては、現在あります北犬飼駐車場、北犬飼コミュニティセンター駐車場をそのまま、北犬飼駐車場として、継続して利用する予定になっております。

また、看板につきましては、これから見積もりをとる予定でございます。

説明は以上です。

○梶原委員長 質疑はありますか。

そのほか、質疑はございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 名前も別に結構なのですけれども、あそこ結構、皆さん、利用すると思うのですよ。成田空港、あ、羽田空港ですか、使うのに、宇都宮だと多分向こうの大橋のほうまで、駅東のほうまで行かなくてはならないでしょうから。

それで、建物、これも話がちょっとあれなのかもしれないですけれども、今のコミセンを取り壊し、例えば、駐車場を増築するとか、そういう考えはないのですかね、今結構使っていると思うので、これはあまり一致しないですか、この内容的に。ちょうど課長さんいるので。

○梶原委員長 はい、柿沼地域活動支援課長。

○柿沼地域活動支援課長 今のところ、現状どおりで計画しております。

説明は以上です。

○梶原委員長 ご質疑ありますか。

そのほかご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 88 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 9 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求めることに関する陳情書を議題といたします。

それでは、陳情第 9 号について、各委員の意見、考え方を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方をお願いします。

意見、考え方のある方は挙手願います。佐藤委員。

○佐藤委員 これは、前の委員会が組織されていたときからの継続で、今回持ち越しで、新しいメンバーで議論しなくてはならないということなのですが、前は、私は委員長でしたので、あまり表だった意見というのは言っていなかったのですが、今回フロアに下りてきているので、もちろん意見を述べた上で、賛否というのを明らかにしなくてはいけないと思うのですが、全部を、ちょっと詳細はなかなか把握しているものではないのですが、こういう高度な法的な問題だったのですが、ただ、前回陳情人からいろいろ話を聞いたことを思い出すと、確かにその一定程度有罪判決を下された人の中には、きっと、全てが真実のもとにおいては、冤罪という方が可能性としてはあるのかもしれないですが、ただ、やっぱり今の、あの人たちのお話を聞いている限り、それほどこれを今変える必要性までは、私は感じなかったものであるので、この陳情第 9 号に関しては、私は賛同できないものであります。以上です。

○梶原委員長 そのほか意見や考え方がある方はいませんか。増淵委員。

○増淵委員 まず、この前の説明のときに、私もそのとき議長だったので、なかなか聞けなかったのですけれども、冤罪を前提としているのですけれども、今の科学的なことがあった場合には、ある程度、冤罪になるという確率はかなり少なくなっていると思う

のですね。

それで、我々がここで、こういうことを可決したりするよりも、本当は、もっと弁護士会とかで、きちんと法の整備なり何なりをするのが専門家同士でやったほうがいいと思うので、ここに持ってくる、議会に持ってくるのがあまり適格ではないと思うので、まだ詳しくやっていて、それが、それを賛同するということが可決してしまうと、これはどういうあれなんだということまで踏まえられてしまうので、そのところは、やはり私は専門外でもあるし、否決ということでお願いいたします。

○梶原委員長 ほかに意見や考え方がある方はいませんか。

陳情第9号については、議会閉会中の継続調査の中でも、勉強会等行うなどしてきましたので、もう少し多くの議員の方に意見や考え方をいただきたいと思います。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと増渕委員とちょっと重複するかもしれないのですが、刑事訴訟法は、これ弁護士か、多分ね、司法書士しか勉強しないのですよ。

ですから、私らは議員ですけども、六法全書のうちのこれ1つですから、刑事訴訟法って。

それをその、では、中身わかるかって言ったら、多分理解できないと思うのですよね。

これを読んである程度はわかりますけれども、ですから、法の専門家ではないと思うのです。

ですから、もうちょっとこれ、先送りか、あとは、本当に否決か、あとは詳しく説明してもらおうとか、何かしら方法ないですかね、何か、と僕は思いますけれども、はい。

○梶原委員長 ほかに意見や考え方のある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 総務の常任委員会の方で、継続審査になったときに、継続したからには、どなたか別の立場の方をお招きして、別の意見を専門家の方から聞いたほうがいいのではないかという意見を私は述べたのですけれども、それがかなわなかったもので、そういった場が実現しませんでしたので、それ以上に、ちょっとこの高度なものを市議会で判断するというのはちょっと手に負えないなという感じで、私もそういった意味で、国で議論していただきたいなと思い、不採択でございます。

○梶原委員長 はい、市田委員。

○市田委員 私も石川委員の話の続きになりますけれども、やはり私も専門家という話も出ましたけれども、専門家の中でも、やれ右寄り、左寄りの人がいると思うので、本当に刑事訴訟法ですか、難しく我々もここで結論を出していいかわからないので、できれば継続なり、不採択というふうな形の考え方を持っています。以上です。

○梶原委員長 ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第9号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第9号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 お諮りいたします。

陳情第9号について、採択とすることに賛成委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○梶原委員長 挙手少数であります。

したがって、陳情第9号については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第12号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いを議題といたします。

事務局より陳情の趣旨等の説明をお願いします。柳田主査。

○柳田主査 陳情第12号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについて、ご説明いたします。

陳情書のコピーをお配りしていますので、ご覧ください。

この陳情は、令和3年11月16日に、ウイグルを応援する全国地方議員の会会長、丸山治章氏から鹿沼市議会に提出された陳情であり、鹿沼市議会に対し、地方自治法第99条の規定による意見書を提出することを求めるものです。

陳情の内容を要約して読み上げます。

私どもウイグルを応援する全国地方議員の会は、日本における世界ウイグル会議の公式窓口である日本ウイグル協会と連携して人権問題に取り組む地方議員組織です。

この度、全国の地方議会において標記の意見書採択をお願いしたく、文書をお送りした次第です。

日本ウイグル協会には数百人のウイグル人が在籍しており、私たちは多くの被害実態を直接伺ってきました。

在日ウイグル人からの生活相談を含む陳情対応を一手に引き受け、被害実態を訴える証言集会を主催し、全国各地に点在する在日ウイグル人の証言・被害実態を丹念に調査していったのは、私たち地方議員です。今まさに地方からより一層の声を起こさなければなりません。

これまでの陳情対応において、複数の省庁を同時対応しなければならないケースのように、地方議員では対応しきれない案件については、複数の国会議員事務所のサポートをいただきました。

我が国の行政機構上、ウイグル・チベットの方が“全て中国籍”として登録されます。

国の制度の瑕疵により、地方行政を含め、実態把握ができないという事態が、対応をより困難にしており、誤認による強制送還の結果、命を落とすなどの事態が発生した場合には、事務を所管する基礎自治体の行政責任を問われかねない構造があると分かり、私たちは問題意識を持って、地方から国に声を上げております。

日本国内にも多くの苦しむ方がいらっしゃいます。どうか国外のことと看過せず、日本国においても“調査”および“抗議などの必要な措置”を取っていただけますよう、地方自治法第99条に基づく意見書を提出していただけますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○梶原委員長 事務局の説明は終わりました。

執行部に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。

確認をしたいことがある方はいませんか。

それでは、陳情第12号については、各委員の意見、考え方を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。

意見、考え方のある方は挙手願います。佐藤委員。

○佐藤委員 そうですね、意見ということなので、申し上げますが、中国の問題が、この最後の意見書案を見ますと、やっぱり、それ限らず、日米欧などでいろいろ中国に対して、しっかり調査を受け入れたり、もしくは、そういう巷間流布されている問題を是正すべきだということになっていますが。

日本というのは、その地政学的には、やっぱりヨーロッパとは違って、「そりゃあ言うのはいいよな」っていう、ただ、こっちはもう隣が中国で、いろいろな厳しい、いろいろな状況の中では、そういった現実的なリスクというのを考えると、ヨーロッパみたいにはいかないというのはわかってはいるのですが、そうはいても、やはりこのウイグルで聞くようなこの状況というのが、本当ならば、やはり改善されるべきでありますし、本当かどうか、では調査というものをもう少し中華人民共和国ですか、には受け入れてもらいたいなというのは、個人的にも考えております。

また、私自身は末席ながらとはいえ、予備自衛官というものに任官されておまして、いざ中国とのもし何か紛争という際には、やはりそういう防衛の義務を自分は負う者としては、やはりそういった隣国との問題や緊張というのは、なるべく緩和されるべきだし、改善しなくてはならない中では、やはり中国に対して、一定の意見を言っていくということは、必要なのだと思うので、私はこの意見書の採択には賛成をするものであります。以上です。

○梶原委員長 ほかに意見や考え方のある方はいませんか。増渕委員。

○増渕委員 これ読んで、最後の、一番下というか、これ令和何年というの、以上というの、99条の規定による意見書提出の上から1、2、3、4、5、5行目からの文言が、これ「当市議会」ということ、鹿沼市でこれを出したときに、鹿沼市がこれだけのことをやるのだよな、やるということ、まず、到底、「政府の対応は到底容認できるものではない」とかとか、よって、「直ちに日本政府と調査し」ということは、これはこまではちょっと強すぎると思うのですね。

人権問題に対しては、抗議するけれども、あ、ここ、調査、政府と調査するなんて言い切ってしまったら、これ、やらなくてはいけないということになってしまうでしょう。

このところの文言が、ちょっと強すぎるので、そこら辺をもうちょっと柔らかい文章にさせていただいて、このチベットの人権問題というのは、やっぱり重要なことなので、やはり人権にかかわることはきちんと抗議はするけれども、この下にあるような文言をちょっと言い換えるような形で出していただければ、趣旨賛成で、ちょっと最後の文言のところだと、ちょっと強すぎるというか、ここまで言い切ってしまう、政府にも言っているし、議会が政府にも言っているし、直ちに日本政府と調査し、各問題があったら、様々な手法をもって嚴重に抗議するとかというのは、ここまでは、ちょっと意見は強すぎるかなと思うので、そこら辺は、ちょっと委員長、副委員長とか、事務局に考えていただいて、文言、何か腹案があれば、言っていただいて、そんなことで、きちんと、趣旨のほうはオーケーなのですけれども、この下の5行だけ、ちょっと直していただくよ

うな形で、鹿沼市として提出できないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺のところ、よろしく願いいたします。

○梶原委員長 意見書の提出については、賛成ではあるけれども、中身については、きちんと考えてつくっていきましょうということです。

ほかに考え方や意見がある方いませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 増淵委員にちょっと言われてしまったのです、要は、県もこれ多分賛同したと思うのですよ。

その県の内容と鹿沼市議会のこれの内容だと、どこら辺が違うのかなと思って聞こうかなと思った。

あと、できれば、鹿沼にウイグル人さんがいれば、ちょっと話聞けるかなと思って、把握していれば、ウイグル人、いるのかどうか。

○梶原委員長 質疑は先ほど終結してしまっただけなので、意見や考え方で、お願いいたします。市田委員。

○市田委員 今鈴木委員が言ったように、県議会では、何か話を聞くと、全会一致で賛成したという話も聞いているのですけれども、今、その内容について、今、増淵委員が言ったように、これだけきつい言葉でも、賛成したのかどうか、その辺、その内容ですね。

鈴木委員と同じ意見なのでも、それがちょっと聞きたかったのですけれども、その辺で、何かわかることがあれば、お聞きしたいのですけれども。

○梶原委員長 執行部、わかりますか。

では、事務局に栃木県議会での意見書の内容について、文書を読ませます。柳田主査。

○柳田主査 栃木県議会で採択された意見書の内容を読み上げます。

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書

中華人民共和国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴルの各自治区及び香港における人権弾圧が続いている。

国際連合人権理事会は、中国政府に対し、人権活動家の拘束をやめることやウイグル人、チベット人、内モンゴル人などの少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択している。

アメリカのトランプ政権時には、中国政府による新疆ウイグル自治区での行為をジェノサイド（民族大量虐殺）と認定し、バイデン政権もこの見解を引き継ぎ中国政府の人権弾圧を非難している。本年7月には、アメリカ国務省が、大量虐殺や残虐行為の防止に関する年次議会報告書を発表し、中国が新疆ウイグル自治区で少数民族に対してジェノサイドを実施し、人道に対する罪を犯していると指摘した。具体例として「投獄、拷問、強制不妊手術、迫害」などを挙げている。

欧州連合やイギリス、カナダでも新疆ウイグル自治区で少数民族の人権を侵害しているとして、中国当局者らへの制裁を発動した。

このような中、日本政府は、「人権状況について懸念をもって注視している」との発言に留まっており、G7で唯一、対中制裁を行っていない。

人権は人類が共有する普遍的価値であるとともに、国際社会の正当な関心事項であり、中国政府による人権侵害は看過できない。

よって、本県議会は国に対し、新疆ウイグル、チベット、内モンゴルの各自治区及び

香港における中国による人権弾圧について強く抗議するとともに、国際社会と連携して実態調査と人権侵害の改善に取り組むことを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

説明は以上です。

○梶原委員長 市田委員。

○市田委員 すごく何かいいかなと私は思うのですが、これからの参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○梶原委員長 ほかに意見や考え方がある方はいませんか。藤田副委員長。

○藤田副委員長 副委員長の藤田です。

今回の意見書なのですが、意見書のタイトルが、「国に調査を求める意見書の採択のお願い」ということで、どんなふうな具体的にお願いかという、最後のところが、日本国においても調査及び抗議などの必要な処置をとっていただけますよというような内容でございます。

それに対して、意見書案ですね、この国のほうに出してもらいたい案のほうで、調査及び抗議を求める意見書に、調査だけだったのが、調査及び抗議という言葉がつけ加えられていること。

そして、調査と抗議などの必要な措置と言っていたにもかかわらず、意見書の案のほうで、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請するというので、かなり意見書案のほうが重くなっているのです。

これは、ちょっと私の中では、ちょっとこの陳情と実際にやってほしいことの中で、ニュアンスが大分変わってしまっているのではないかなというふうに感じているのが一つであります。

それで、もう 1 つは、これは私の意見ですが、国に調査を求めるというのは、私はやぶさかではないかなというふうに思っております、というのが、今回のこの中国のウイグル問題とか、様々な中国政府の人権にかかわるような問題があるのですが、これらの情報がちょっとマスコミとかも含めて、いろいろ情報が飛び交っていると、それで整理されていない、本当はどうなのかというところが、明確になっていないので、こういった問題が起きているというふうに思っておりますので、そこについて、日本国に調査を求めるというのは、私は筋としてはいいかなと思いますが、ただ、一つ気になるのが、このウイグル地区というのが、イスラム教の方が多く住んでいる地区であるというふうに伺っています。

それで、今回のこのほかの国の意見とか、ここにも述べられておりますけれども、イスラム教といわれている国の人たちからの意見が、声明とかが出されていないので、ちょっとこれは、ちょっと情動的にも、もしかしたら偏っているのではないかなというふうな、これは個人的な感覚で思っておりますので、国に対して、そういった意味でも、国に対して、きちんと調査を求めるというところでは、私は賛成というふうに思っております。以上です。

○梶原委員長 ほかに考え方、意見がある方はいませんか。増淵委員。

○増淵委員 県議会の先ほど朗読していただいたもののほうが、我々が思っている本意に

近いものなのですね。

これで、そっくりそのまま出さなくたって、鹿沼市は鹿沼市として、意見書を出す、この、先ほど、今藤田副委員長も言ったけれども、抗議までするのではなくて、本当に実態調査をして、そういうことを政府が積極的にやるべきだということにとどめておいた、県議会のほうのは、そういう文書になっているよね、流れになっていると思うので、そういう形で、これを鹿沼市として独自に出すということは、それは局長、どうなんでしょうかな、ちょっと意見を聞きたいのだけれども。

○梶原委員長 局長、お願いします。

○小杉事務局長 事務局長の小杉です。

ただいまの増渕委員の質疑にお答えいたします。

まず、提出された陳情書は、意見書の案、案でございますので、鹿沼市議会として、趣旨を損なわないように書き換えて提出することは、大丈夫でございます。

あと、例といたしまして、日光市議会なんかでは、別の陳情ですけれども、一度不採択をして、その後、議会として意見をまとめて提出したという事例もございます。

説明は以上です。

○梶原委員長 増渕委員、大丈夫ですか。

○増渕委員 あくまで案なので、これは、もう議会の、執行部の方の説明はもう質疑もないので、我々のほうで、常任委員会、総務常任委員会として、もうちょっとやるのか、ここで採択、不採択にして、日光市議会みたいにやるのか、私はちょっと直した案として、お手本というか、栃木県議会のが大変よくできていて、それになぞったような形のことをやって、鹿沼市独自で出すのが、私個人としてはいいかなと思うのですが、やはりこれまた3月というと、また、時期が逸してしまうというところがあるので、そこら辺のところは皆さんに聞いていただいて、私は修正して、案を出すということ、それを望みます。

○梶原委員長 増渕委員から皆さんの意向を確認ということがありましたけれども、ここで、陳情第12号について、委員として、質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○藤田副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

ご質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願いします。

私もこの意見書の提出に関しては、賛成でございます。

それで、今回その案、意見書の案で、下から1、2、3、4、5、右のほうで、「日本政府は」というところで、日本政府がどういった態度、状態なのかというと、これ「人権状況について懸念をもって注視している」というのにとどまっているというのか、そういうことになっていきますけれども、この日本というのが、今回のそのウイグルの場所について、この人権侵害が本当に行われているかというのを日本政府が根拠をもって認定できる基礎がないということだと思っております。

どうしてそういった認定できる基礎がないかということ、日本にはその欧米のような諜報機関というのがないがために、確実な、日本が日本人で現地を調査して、そういったジェノサイドとか起きているのかということを確認する証拠というのを持っていないとい

うことなのですね。

それで、そういった機関がない中で、過去に日本がどういった経緯でやっていたところでは、2001年の9.11、アメリカ同時多発テロ、これテロの裏に、サダム・フセインがいるということで、これアフガニスタンに侵攻し、紛争となりましたけれども、これ結果、2004年だったと思いますけれども、アメリカの調査委員会で、これ、間違いだったというのがわかりました。

それで、その前にすみません、コソボ紛争というのが1999年にありまして、これユーゴスラビアが民族浄化、民族の大量虐殺をしているというふうに、もうアメリカとカナダから話がありまして、それに乗って、イギリス、フランス、ドイツ、NATO13カ国で空爆をしました。

これも結果、間違いだったということがわかりました。

それで、2001年の9.11が起きて、その後、イラク戦争が2003年に起きますけれども、これもイラクが大量破壊兵器をつくっているという話があったのですが、これも間違いでしたというふうに、アメリカ主導の調査の意見を日本は聞いて、それに対して日本も参加したり、応援したりしているというところがあった中で、この苦い経験があります。

そういった中で、今回日本の政府としては、懸念を表明するというにとどまっていますので、私もこの意見書の中身については、ちょっとよく考えて、ちょっとこの表現だと、ちょっと抗議するというところまで言い切れるのかというのでは、難しいと思っています。以上です。

○藤田副委員長 ほかにご意見はございますか。では、佐藤委員。

○佐藤委員 そのまま、多分、藤田副委員長がそこにいたほうが良いと思います。きっとまだ梶原委員もいろいろあるかもしれないので、戻さないほうが良いと思うのです。それは置いておきながら。

この最後の文章がきついいと言いますけれども、日本政府に調査を求めるということはみんな、どうやら賛同しているのですよ。

それで、問題があったら、それは抗議してはもらいたいので、今別にもう、いきなり抗議しろとは言っていないので、この文章が、それほどきついものではないのかなと思っています。

それで、この陳情した人からいただいているこの案は、案のタイトルは調査及び抗議を求めるということですから、これはこのタイトルの抗議というのは、調査した結果、そういうものがあれば、抗議ということになるので、マイルドなものに書き換えようという意見もいいとは思いますが、そういった案があるならば、どなたかお持ちの方はまずは示していただきたいのですが、このまま通してしまうのも、それほど問題はないのかなとは私は思っています。

○藤田副委員長 ほかにご意見はありますか。では、石川委員。

○石川委員 石川です。先ほど委員長のご意見で、その根拠となるものがないであるとか、過去にそういった間違いがあったということを考えますと、こちらの意見書の一つ一つの言葉の根拠とかというものが、何かちょっと自信を持って、これを丸々、そのまま採択というふうにしていいのかなというふうには、ちょっと疑問がありまして、今まで鹿沼

市議会では、こういった問題は郵送で送られてきたこともあって、議長預かりみたいな形になったことが多いと思うのですが、こういうその国レベル、世界で日本がどうしていくかというようなことを、その3月だと、ちょっと先ほど増渕委員が時期を逸してしまうということだったのですが、結論から言いますと、継続にしたほうがいいのかという気持ちと、日光市議会みたいに、この全てをこのまま受け入れられないのであれば、不採択にして、鹿沼市議会として出し直したほうがいいのかという気持ちと、でも、趣旨には、皆さんと同じで賛同しているので、趣旨採択という、気持ちはそういう気持ちなのですけれども、そういう、非常にこう揺れている状態です、可能ならば、選択肢に継続というものをに入れていただいて、皆さんが、それは必要ないと言え、それで仕方がないと思うのですが、選択肢に入れていただけないかなというふうに、そんな意見です。

○藤田副委員長 ほかにご意見はございますか。増渕委員。

○増渕委員 先ほど委員長のほうで、いろいろなこと、事例を挙げていただいたので、だから先ほど、私も言っているように、調査までにとどめておくということで、実態は確かに鵜呑みにできないところがありますけれども、ただ、香港の、だから、県議会のほうが良いと言ったのは、香港とかの例も全部入っているわけですよ。

そうすると、我々、香港はテレビ報道で見ているわけですね。

ということは、ああいうふうに、もう会社を潰されたり、実際に議員が、議員の、反対派の議員がどんどんどんどん除名されていくというような形は、これはもう完全に、これ自体も人権で、あとSNSとかで発信していったら、すぐ投獄というようなことになってしまうような形というのは、もう半分ぐらいは、そういうことがもうあって、その中で諜報機関というけれども、日本には諜報機関はないけれども、その中で、いろいろなところと、外交で確実な情報は、証拠と情報は得られるわけですよ、友好国から。

だから、そういうことを考えると、抗議は、抗議というのは確実にあったことに抗議だから、これは調査をしっかりと、日本のスタンスをもっと明確にすべきだということと、とどめておくような形が良いのではないかと思いますし、この趣旨で、今きちんと発信するのであれば、発信したほうが良いと思うので、そこら辺のところを、私は抗議というのは、ちょっと、これは本当に、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、直ちにという、もう完全悪みたいな形までではなくて、日本の調査自体が、政府の調査が足りないのだから、先ほどの県議会と、この鹿沼市のほうで、文言を変えて、案ですから、これあくまでね、変えることができるというわけですから、これを鵜呑みにすることはないと思うので、そこら辺のところをきちんと、もう一度というか、委員長、副委員長の2人がやって、議会前にやるということも可能ではないかなと。

それか不採択にして、もう1回出すということも、いいと思うのですけれども、趣旨には私はずっと賛成するべきだと思うし、人権問題というのは、重要な問題だと思うので、発信力も必要ではないかなと思います。以上です。

○藤田副委員長 ほかにご意見はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 皆さんの意見を聞いていますと、もはやこれは4択なのではないでしょうか。

このまま通すのか、何か文言を修正して通すのか、それか通さないのか、それか持ち越すのかという、この4択以外ないと思うので、私はこのまま通してもいいと思います

が、修正が必要という提案は、私は耳を傾ける用意ができております。私のスタンスはこれではっきりしたと思っております。

はい、修正も受け入れる余地はありますが、このまま通してもいいと思っております。以上です。

○藤田副委員長 はい、ほかに、鰐原委員。

○鰐原委員 先ほど言った、県で出した意見書案、手元がないので、耳では聞いたが、手元がないので、意見書案を出してもらって、それをちょっと検討してみたいので、その間、暫時休憩していただきたいと思います。

○藤田副委員長 ほかにご意見はございますか。梶原委員。

○梶原委員 ちょっと暫時休憩に入る前に、私の意見を言わせていただきたいのですけれども、意見書の中の文言について、私としては、先ほど苦い経験があるということから、今懸念を表明していることにとどまっているというところでは、まず、その中国政府に対して、説明責任を果たすよう求めていくべきだと思ひまして、今回のこの、まず意見書の件名については、『中華人民共和国による人権侵害に対する調査及び中国政府に対し説明責任を果たすよう求める意見書』、案として意見します。

また、本文案については、下の5行目以下について、中国政府に対して説明責任をというものを入れるということで、ちょっと変えさせていただきたいという意見なのですが、案としては、「先進7カ国首脳会議では、中国に対し、新疆ウイグル自治区や香港における人権、基本的自由の尊重等を求めることの表明があり、日本政府も人権状況について懸念をもって注視しているなど、中国政府による深刻な人権侵害に対する懸念が各国に共有されている。

よって、本市議会は、日本政府に対し、人権を尊重する国際社会と協調して、直ちに調査を行うこと、そして、中国政府に対し、説明責任を果たすよう要求することを要請する」という内容の修正を意見として申し述べさせていただきます。以上です。

○藤田副委員長 ほかにご意見ありますか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。事務局のほうに確認したいのですが、先ほど日光市議会がというお話があったのですけれども、栃木県内で、ほかの市議会に同じような陳情が上がってきて、どういうふうに対応。

この丸々これを採択しているとか、そういったあたり、もしわかれば教えていただきたいのですけれども。

○藤田副委員長 はい、小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ほかの市議会の対応ということなのですが、やはりほかの市議会でも、意見書案については、多少なりの修正を加えて、提出しているところがほとんどだと思います。

また、まるっきり手を加えずに提出しているところもあるかと思ひます。

今知り得る範囲ではその程度で、申し訳ありません。

説明は以上です。

○藤田副委員長 はい、増淵委員。

○増淵委員 今の梶原委員長のあれ、それも朗読なので、両方、それコピー、あるの、刷れるのですか、委員長、今発表したの。梶原委員長が今言ったやつは。

- 藤田副委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 資料を事務局に転送すれば、そこから印刷はできると思います。
- 藤田副委員長 増渕委員。
- 増渕委員 その印刷と県議会の採択書をちょっと朗読して、それで、暫時休憩してもらって、執行部、皆さん、待たせているので、あまり長い時間ではないので、少しやってみてもらって、それで、朗読した中で、修正した形ができればと思いますので、暫時休憩をお願いいたします。
- 藤田副委員長 それでは、資料の準備、もしかすると、タブレットを利用して、そちらから流してもらうこともあるかもしれませんが、事務局のほうで準備してもらうために暫時休憩いたします。
- 再開は、1時55分、再開いたします。
- (午後 1時45分)
- 藤田副委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。
- (午後 1時59分)
- 藤田副委員長 事務局から資料が配られたところでございますけれども、皆様からご意見のほう、いただきたいと思います。はい、佐藤委員。
- 佐藤委員 梶原委員長におかれて、お示しいただいたこのペーパーなのですが、元の陳情人からの案にどこをどう直すかという説明だけ、念のため聞いておきます。
- タイトルを変えるというのは、このペーパーでは判断できます。
- その本文案のほうが、この示された7行を、これだけ7行の本文案なのか、それとも、元々の意見書案に対しての何か削除なり追加をする案というのなのか、それ誤解をときたいと思います。
- 藤田副委員長 梶原委員。
- 梶原委員 佐藤委員のご意見に対しまして、説明いたします。
- 件名案については、おわかりいただけると思います。
- 本文案については、こちらの提出されている意見書の下から、1、2、3、4、5行、「これらの世界の状況があるにも関わらず」云々というところから一番最後までを削除して、私のほうで意見書の、提出させていただいたペーパーのほうの7行ですかね、こちらを置き換えるということになります。以上です。
- 藤田副委員長 ほかにご意見はございますか。はい、増渕委員。
- 増渕委員 私はこの梶原、趣旨、元々皆さんは、大体が趣旨は採択していると思うので、この方が、一番今我々議会にとって適切な案ではないかと思しますので、この文をもって採択にさせていただきたいと私は思います。
- 藤田副委員長 ほかに意見はありますか。鰐原委員。
- 鰐原委員 栃木県議会が出した意見書をいただきました。
- そして、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書ですね、最後の、いただいた資料の一番最後の文章ですよ、議会何々、例えば、これは鹿沼市議会と入れるというような文章がありますよね。最後のページね。
- そうすると、栃木県で出した意見書というのは、もう中国政府はそういう人権問題をやっているのだということをご前提にしてありますよね。

ですけれども、こちらの調査及び抗議を求める意見書案のほうは、政府は調査しなさい、その調査をして、各種問題があった場合は、いろいろな手法を用いて抗議しなさいって言っているのですよね。

ですから、栃木県の文章のほうが強いですよ。

こちらの議会を出してくださいというたたき台のほうが、的を射ていると私はこの文章を比べて思いましたよ。

ですから、この中でもね、人権問題についてね、上のほうでウイグル自治区の収容施設に収容された際に、組織的な性的暴行被害があったということは、一つの証言ですから、栃木県の場合はもう投獄や拷問、強制不妊手術、迫害などが挙げられているって書いてありますけれども、それらが事実なのかどうかを調査するわけですから、こちらの議会を出しましょうっていう、勧めてある文献は。

ですから、そう言われると、私はこちらの議会を出しなさいっていう文章のほうが妥当だと思うのだけれども、なかなか国際的な問題が歩くし、国、国との問題もあろうと思うのですよ。

ですから、この問題は難しいのでね、私はもうちょっと鹿沼市議会でも継続したほうがよろしいかと思えますよ。

この総務常任委員会は、そのまま開かれるわけだから、次回の議会まで課題として残しておいてもいいのではないかと思うのですけれどもね。私はそんなふうに思います。

○藤田副委員長 ほかにご意見はございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 私は結論から言うと、意見書案に、梶原委員が示した修正を加えて採択することを主張します。

意見書案のほうでも、もう最初の2行で、ウイグル自治区でそういうことが行われていると、それを社会が深く憂慮しているということで、県のほうも、この意見書案のほうも、その漏れ伝わってくる中国の状況がどうやら事実であるらしいということに対する認識はそれほど違うものではないと思っています。以上です。

○藤田副委員長 ほかに意見はございますか。

それでは、ご意見もない、すみません、石川委員。

○石川委員 石川です。確認なのですけれども、この出された陳情書の2ページのところまでを今議会で採択、不採択、もしくは継続ということで決定をして、その後、この意見書案についてということではできないという認識であっているでしょうか。

すっかりこの文言まで完璧に、これで意見書ですというふうに、今議会で決めて、それも含めた陳情書になるのか、ちょっとそこが確認したいです。

○藤田副委員長 はい、小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

ただいまの石川委員のご質疑に対して、お答えいたします。

意見書まで含めた陳情、意見書を提出してくださいという陳情なので、採択するということは、意見書を出すということなので、意見書を出すことまで含めた陳情になります。

あとですね、ただ、常任委員会は議会の一部の組織なので、ここで陳情書を採択したからといって、本会議で採択になるとは限りませんので、あとは、本議会の前の幹事会

なりで、また、意見書案について、幹事の皆様の承認を得て、はじめて議員案として提出することになる形になります。

説明は以上です。

○藤田副委員長 はい、石川委員。

○石川委員 その意見書の文言に関しても、例えば、ここでこういうふうに決めましたというのを幹事に上げて、この文言がおかしいから直そうとか、そういう作業が入る余地があるのか、あくまでもこの常任委員会で決めたものを採択、不採択なのかということを確認したいです。

○藤田副委員長 小杉事務局長。

○小杉事務局長 議会事務局長の小杉です。

そうですね、議員案の提出者は慣例で議会運営委員会の委員長と議会運営委員になりますので、委員会で決定したものというわけではなく、それに修正を加わる可能性は多少なりともございます。

説明は以上です。

○藤田副委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 僕も内容を修正して出すということには賛成なのですが、県のほうを見ると、議長宛てで、これ内閣府に対して、出すような形になっているのです。

これ、鹿沼市の場合は、これ、誰に出すのですかね、これ。

鹿沼市議会ですら出すのでしょうか、誰に宛てにこれは出す、政府、同じなのですかね。ちょっと。

○増渕委員 内閣府に出るやつと、総務大臣、外務大臣。

○鈴木委員 となってくると、これも書いたほうがいいのかなんて思うのですが、そこら辺どうなのかなと思って、書いてないので、案には、です。書くのが、記載するのが、案には書いてないということ。

○藤田副委員長 はい、増渕委員。

○増渕委員 梶原委員、もう意見ないのかな。意見ない。

○梶原委員 はい。

○増渕委員 ないのだったらもう委員長と副委員長が交代して、最後仕切らないと、いつまでもそのポジションでいるとおかしいので、あれば、今言ってしまうと、それで移ってくれる、ようにしてくれる。

ない、ない、なければ。

○藤田副委員長 それでは、交代いたします。

○梶原委員長 そのほかご意見や考え方がある方はいらっしゃいますか。

それで、今、皆様から意見をいただきまして、採択するというだけでも、このまま意見書を、中身をこのままということではありませんので、修正ありきの内容で採択、不採択、あとは委員から継続調査と、審査ということが、意見が上がりました。

それで、採決を、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 それでは、継続審査について、採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第 12 号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○梶原委員長 挙手少数であります。

それでは、陳情第 12 号を採択するか、不採択とするかで、挙手採決を行います。

陳情第 12 号について、採決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○梶原委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第 12 号については、採択とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(午後 2時12分)